

○兵庫教育大学を代表校とする大学間連携共同教育推進事業実施要項

(平成 24 年 11 月 16 日学長裁定)

(目的)

第 1 この要項は、兵庫教育大学（以下「本学」という。）を代表校として、大学院に教職課程を持つ兵庫県内国公私立大学と兵庫県教育委員会及び神戸市教育委員会が、それぞれの実績、特色・資源と開放制による教員養成の利点を生かした連携・協働により、教員養成高度化システムモデルを構築・発信する取組（以下「教員養成高度化システムモデルの構築等」という。）を推進するため必要な事項を定める。

(定義)

- 第 2 この要項において「連携大学」とは、本学、兵庫県立大学、神戸学院大学、神戸女子大学、神戸親和女子大学及び武庫川女子大学の 6 大学をいう。
- 2 この要項において「教育委員会」とは、兵庫県教育委員会及び神戸市教育委員会の 2 教育委員会をいう。
- 3 この要項において「連携大学等」とは、連携大学に教育委員会を加えたものをいう。

(教員養成高度化システムモデルの構築等)

第 3 教員養成高度化システムモデルの構築等を推進するため、次の各号に掲げる事項を組織的に協議・実施する。

- (1) 連携大学が開講する特色ある教職科目の相互履修に関すること。
- (2) 連携大学における大学院レベルの実習の実施に関すること。
- (3) 連携大学による e ポートフォリオシステムの開発に関すること。
- (4) 連携大学による F D 活動の実施に関すること。
- (5) 教育委員会と連携した初任者研修等を踏まえた授業科目の開発に関すること。
- (6) 教育委員会と連携した初任者研修等の現職教員研修の改善に関すること。
- (7) 日本教職大学院協会と連携した教員養成高度化システムモデルの発信に関すること。
- (8) その他教員養成高度化システムモデルの構築等に関すること。

(教員養成高度化システムモデルの構築等の実施組織)

第 4 教員養成高度化システムモデルの構築等は、次の各号に掲げる組織により推進する。

- (1) 兵庫県教員養成高度化システムモデル開発会議（以下「兵庫モデル開発会議」という。）
 - イ 兵庫県教員養成高度化モデルシステム開発ワーキンググループ（以下「兵庫モデルシステム開発WG」という。）
 - ロ 兵庫県教員養成高度化システムモデルカリキュラム・実習開発ワーキンググループ（以下「兵庫モデルカリキュラム・実習WG」という。）
- (2) 兵庫県教員養成高度化システムモデル外部評価委員会（以下「兵庫モデル外部評価委員会」という。）

(兵庫モデル開発会議の設置)

第 5 教員養成高度化システムモデルの構築等に係る基本事項や基本的枠組みについて協議するため、兵庫モデル開発会議を置く。

(兵庫モデル開発会議の構成)

第 6 兵庫モデル開発会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各連携大学等の代表者
 - (2) 本学学長が指名した者
- 2 前項第 2 号に掲げる委員の任期は、指名に際し本学学長が別に定める。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(兵庫モデル開発会議の議長及び副議長)

- 第7 兵庫モデル開発会議に議長及び副議長を置き、議長は本学学長をもって充て、副議長は第6の第1項第2号に掲げる委員のうちから、議長が指名した者をもって充てる。
- 議長は、兵庫モデル開発会議を招集し、これを主宰する。
 - 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、議長の職務を代行する。

(兵庫モデル開発会議委員以外の者の出席)

- 第8 兵庫モデル開発会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(兵庫モデルシステム開発WGの設置)

- 第9 兵庫モデル開発会議のもとに、兵庫モデルシステム開発WGを置く。

(兵庫モデルシステム開発WGの任務)

- 第10 兵庫モデルシステム開発WGは、教員養成高度化システムモデルの制度設計に関する次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 連携大学等の役割分担、教員養成規模、修学形態等システムモデル制度設計の全般に関すること。
 - (2) 入学基準、入試方法、修了基準等入学・修了に関すること。
 - (3) その他システムモデルの制度設計において必要なこと。

(兵庫モデルシステム開発WGの構成)

- 第11 兵庫モデルシステム開発WGは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 各連携大学等の長が指名した実務担当者
 - (2) 本学学長が指名した者
- 2 前項第1号に掲げる委員の任期は2年とし、同項第2号に掲げる委員の任期は、指名に際し本学学長が別に定める。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(兵庫モデルシステム開発WGの座長及び副座長)

- 第12 兵庫モデルシステム開発WGに座長及び副座長を置き、委員のうちから、本学学長が指名した者をもって充てる。
- 2 座長は、兵庫モデルシステム開発WGを招集し、これを主宰する。
 - 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長の職務を代行する。

(兵庫モデルシステム開発WG委員以外の者の出席)

- 第13 兵庫モデルシステム開発WGは、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(兵庫モデルカリキュラム・実習WGの設置)

- 第14 兵庫モデル開発会議のもとに、兵庫モデルカリキュラム・実習WGを置く。

(兵庫モデルカリキュラム・実習WGの任務)

- 第15 兵庫モデルカリキュラム・実習WGは、カリキュラム・実習に関する次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 大学院レベルの教育実習の開発・運用・一元化のための教育実習総合センターの開設に関すること。
 - (2) 教育実習の枠組み・基準作りに関すること。
 - (3) 大学院レベルの教育実習の試行、実習システムの構築、教育実習の一元化に関すること。
 - (4) 学校現場と大学との互恵関係に基づく実習の在り方の検討・実施に関すること。
 - (5) その他教育実習の実施に関し必要なこと。

(兵庫モデルカリキュラム・実習WGの構成)

第16 兵庫モデルカリキュラム・実習WGは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各連携大学等の長が指名した教育課程担当者
 - (2) 各連携大学等の長が指名した教育実習担当者
 - (3) 本学学長が指名した者
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる委員の任期は2年とし、同項第3号に掲げる委員の任期は、指名に際し本学学長が別に定める。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(兵庫モデルカリキュラム・実習WGの座長及び副座長)

第17 兵庫モデルカリキュラム・実習WGに座長及び副座長を置き、委員のうちから、本学学長が指名した者をもって充てる。

- 2 座長は、兵庫モデルカリキュラム・実習WGを招集し、これを主宰する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長の職務を代行する。

(兵庫モデルカリキュラム・実習WG委員以外の者の出席)

第18 兵庫モデルカリキュラム・実習WGは、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(兵庫モデル外部評価委員会の設置)

第19 教員養成高度化システムモデルの構築等について評価及び提言を得るため兵庫モデル外部評価委員会を置く。

(兵庫モデル外部評価委員会の構成)

第20 兵庫モデル外部評価委員会は、次の各号に掲げる構成大学等の教職員以外の者のうちから、本学学長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 教育委員会関係者
 - (3) 学校長会等関係者
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項に規定する構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の構成員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定による構成員は、再任されることができる。

(兵庫モデル外部評価委員会の運営)

第21 兵庫モデル外部評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(システムモデル開発推進室の設置)

第22 教員養成高度化システムモデルの構築等を支援するため、本学に兵庫教育大学教員養成高度化システムモデル開発推進室（以下「システムモデル開発推進室」という。）を置く。

(システムモデル開発推進室の業務)

第23 システムモデル開発室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教員養成高度化システムモデルの構築等の総括に関すること。
- (2) 教員養成高度化システムモデルの構築等に係る各関係会議等の連絡調整に関すること。
- (3) 教員養成高度化システムモデルの構築等に係る支援事務に関すること。
- (4) その他教員養成高度化システムモデルの構築等の支援に関すること。

(システムモデル開発推進室の職員)

第24 システムモデル開発室の業務を行うため、室長、副室長及び室員を置き、本学教職員の中から学長が指名する。

2 室長は、システムモデル開発推進室の業務を総括する。

(システムモデル開発推進室の設置場所)

第 25 システムモデル開発推進室は、本学に設置する。

(システムモデル開発推進室の事務)

第 26 システムモデル開発推進室に関する事務は、関係各課の協力を得て、総務部企画課が処理する。

(雑則)

第 27 この要項に定めるもののほか、教員養成高度化システムモデルの構築等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 24 年 11 月 16 日から施行し、平成 24 年 9 月 27 日から適用する。
- 2 この要項施行後、最初に指名された兵庫モデル開発会議、兵庫モデルシステム開発WG及び兵庫モデルカリキュラム・実習WG委員の任期は、それぞれの任期に係る規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。